

地方税財源の確保・充実について

- 1 地方一般財源総額の確保・充実等について
- 2 地方における行財政改革・歳出削減について
- 3 地方法人課税の偏在是正について
- 4 地方創生の推進について
- 5 消費税・地方消費税率の引上げについて

平成31年4月
全国知事会

1 地方一般財源総額の確保・充実等について

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（「骨太の方針」）において定められた
「新経済・財政再生計画」 《抜粋》（平成30年6月15日閣議決定）

財政健全化目標

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

一般財源総額ルール

財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間（2019～2021年度）内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

①、②（略）

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

地方行財政改革等

（基本的考え方）

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。このため、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。

具体的には、少子化・人口減少の中にあって、地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組む、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

(持続的な地方行財政制度の構築)

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。また、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

平成31年度地方財政計画のポイント（その1）

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.2兆円上回る16.2兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

一般財源総額 62.7兆円（前年度比+0.6兆円、前年度 62.1兆円）

一般財源総額（水準超経費除き） 60.7兆円（同+0.4兆円、同 60.3兆円）

- ・ 地方税・地方譲与税 42.9兆円（前年度比 +0.9兆円、前年度42.0兆円）
- ・ 地方特例交付金・臨時交付金 0.4兆円（同 +0.3兆円、同 0.2兆円）
- ・ 地方交付税 16.2兆円（同 +0.2兆円、同 16.0兆円）
- ・ 臨時財政対策債 3.3兆円（同 ▲ 0.7兆円、同 4.0兆円）

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- ・ 平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

(3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

- ・ 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

(4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

- ・ 緊急対策に係る事業費1.2兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費0.3兆円を計上

(5) 地方財政の健全化

- ・ 地方財源不足が大幅に縮小し(③06.2兆円→③14.4兆円)、折半対象財源不足が解消(③00.3兆円)
- ・ 臨時財政対策債は、前年度から0.7兆円抑制(③04.0兆円→③13.3兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

幼児教育の無償化に係る財源の確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な財源を確保。
- ただし、平成31年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、**地方負担分（2,349億円）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金(仮称)）を創設し、全額国費により対応。**
- **平成32年度（2年目）以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。**その上で、**個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。**
- また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成31年度（初年度）及び平成32年度（2年目）の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（～平成35年度）に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

法律上の位置付け (予定)	区分		財源負担割合			平成31年度所要額			
			国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	
子どものための教育・保育給付 (施設型給付費 (地域型保育給付費含む))	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	-	-	10/10	818	0	0	818
子育てのための施設等利用給付 (施設等利用費)	<旧制度> 私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

(注1) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(注2) 平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分(上表太枠囲み部分:2,349億円)については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

- (1) 対象事業 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業
- (2) 事業年度 平成31・32年度
※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる
- (3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%
- (4) 事業費 1兆1,518億円（平成31年度）

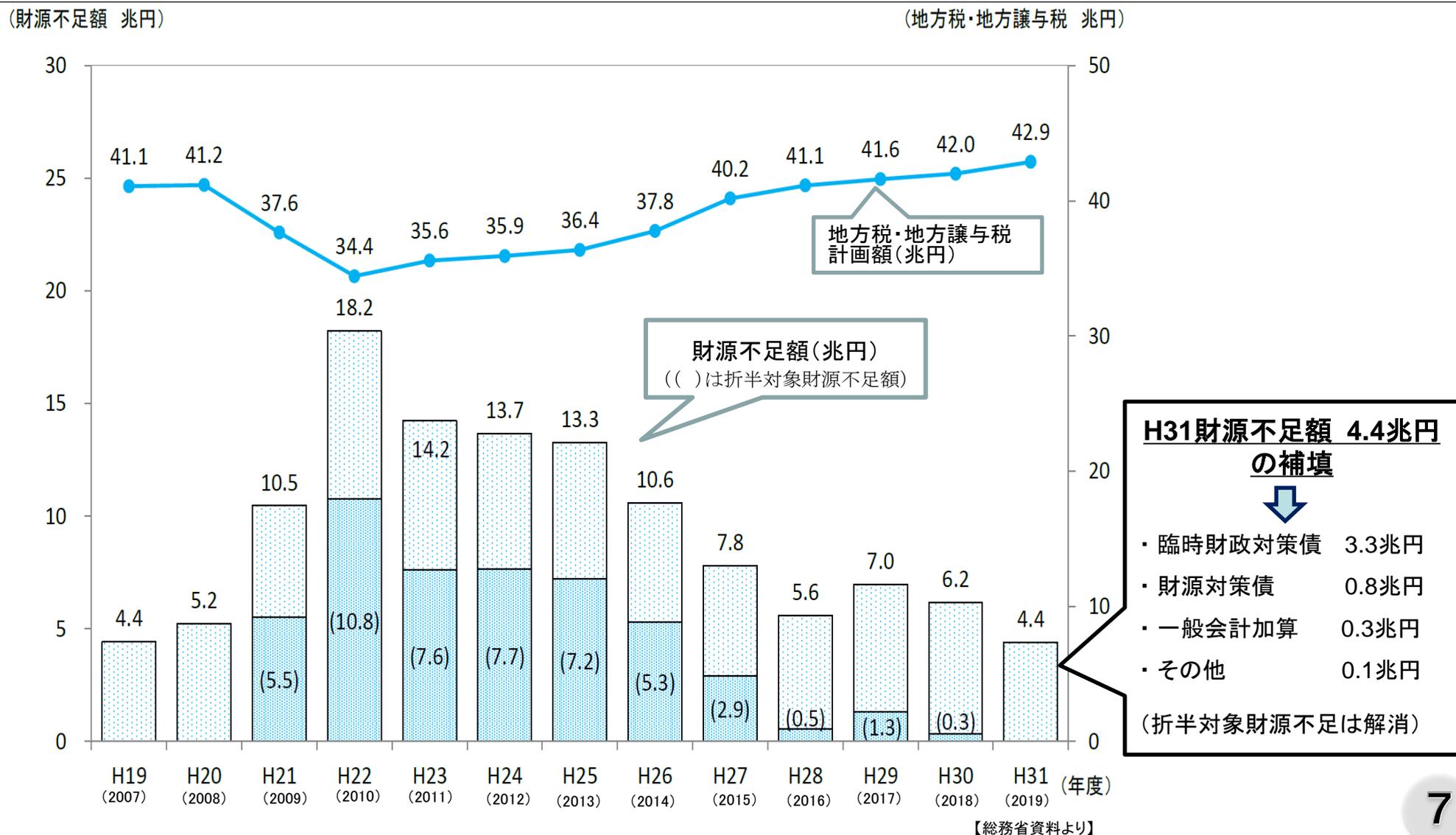
2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

- (1) 対象事業 安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業
【対象施設】治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災等
- (2) 事業年度 平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）
- (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%
- (4) 事業費 3,000億円（平成31年度）

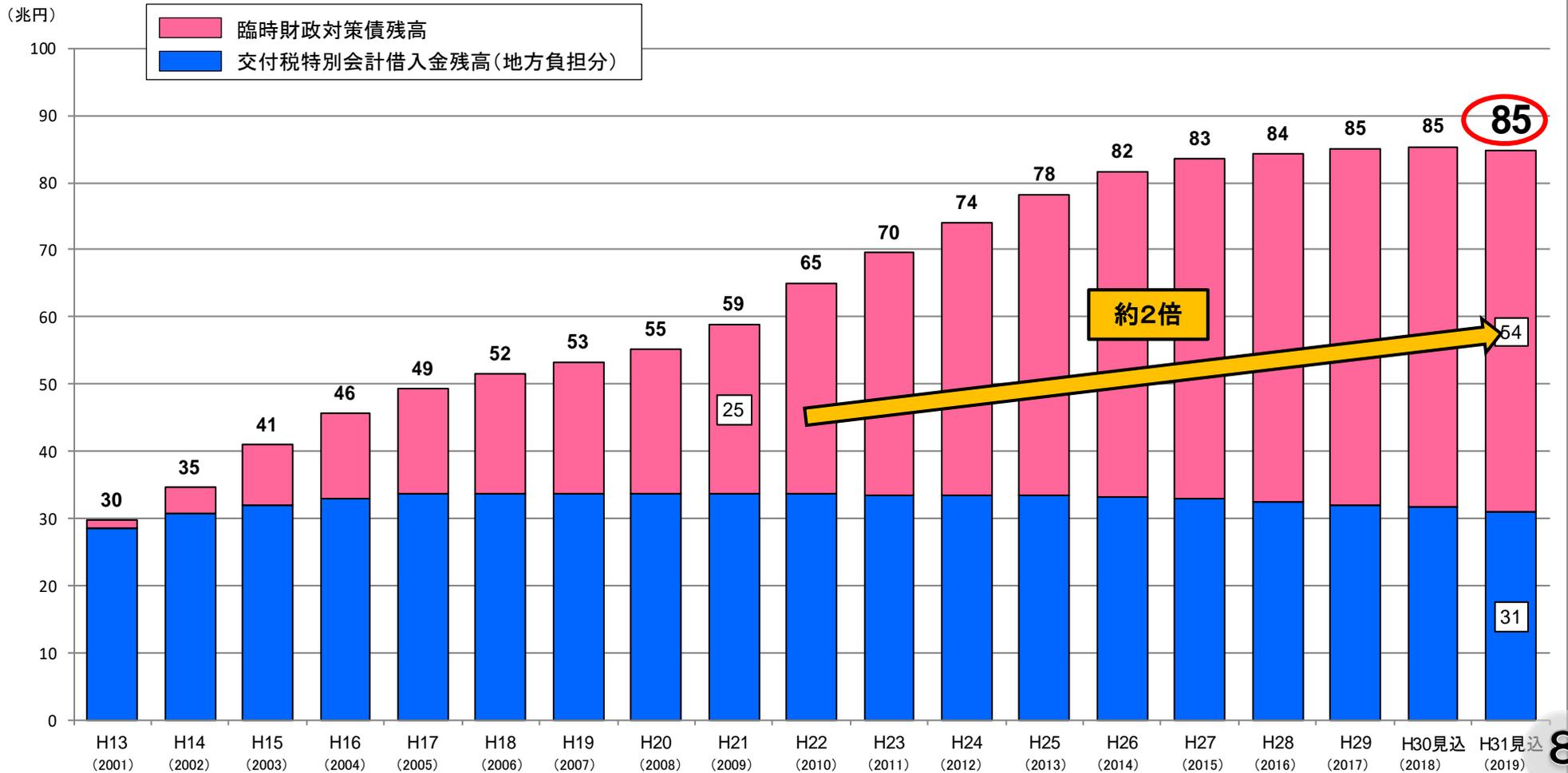
地方の財源不足額と地方税収

○ 近年、地方税の増収等により地方の財源不足額は減少傾向にあり、平成31年度は折半対象財源不足が解消されたものの、依然として**4.4兆円という巨額の財政赤字**を抱えている状況



臨時財政対策債等の累積残高の推移

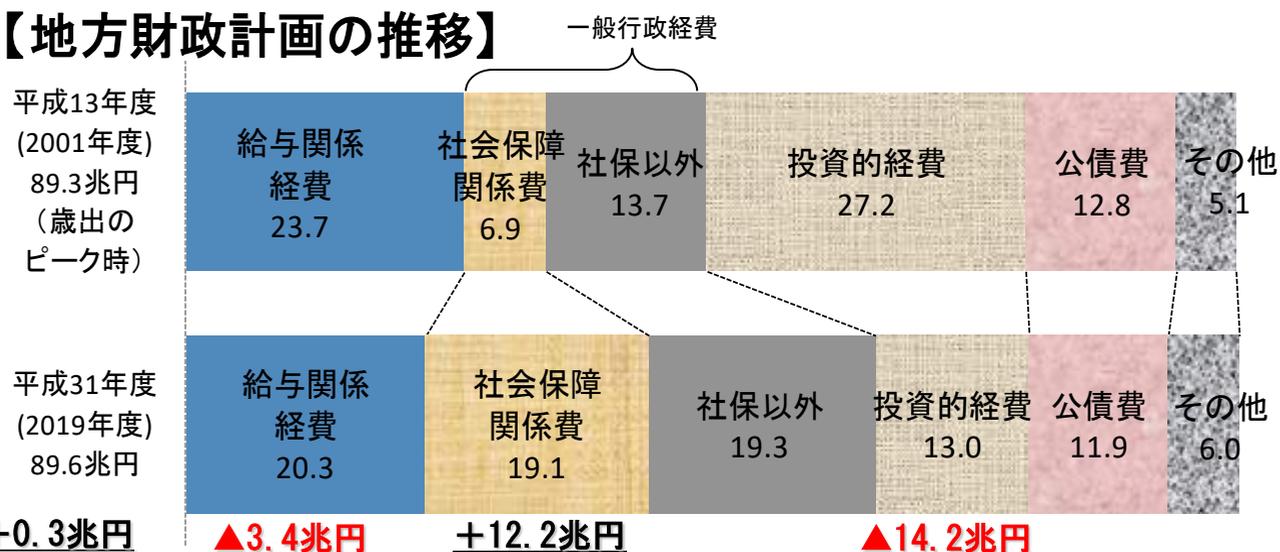
- 「三位一体の改革」により、地方全体で約6兆円の減
 (地方交付税(臨時財政対策債含む) 約△5.1兆円、国庫補助負担金 約△3.9兆円、税源移譲 約+3兆円)
- リーマンショック後、臨時財政対策債の残高は約2倍に増加 (H21:25.4兆円 → H31見込:53.8兆円)
- 交付税特別会計の借入金残高を含めると、H31で85兆円となる見込み
 (臨時財政対策債53.8兆円+交付税特別会計31.1兆円=計84.9兆円)



2 地方における行財政改革・歳出削減について

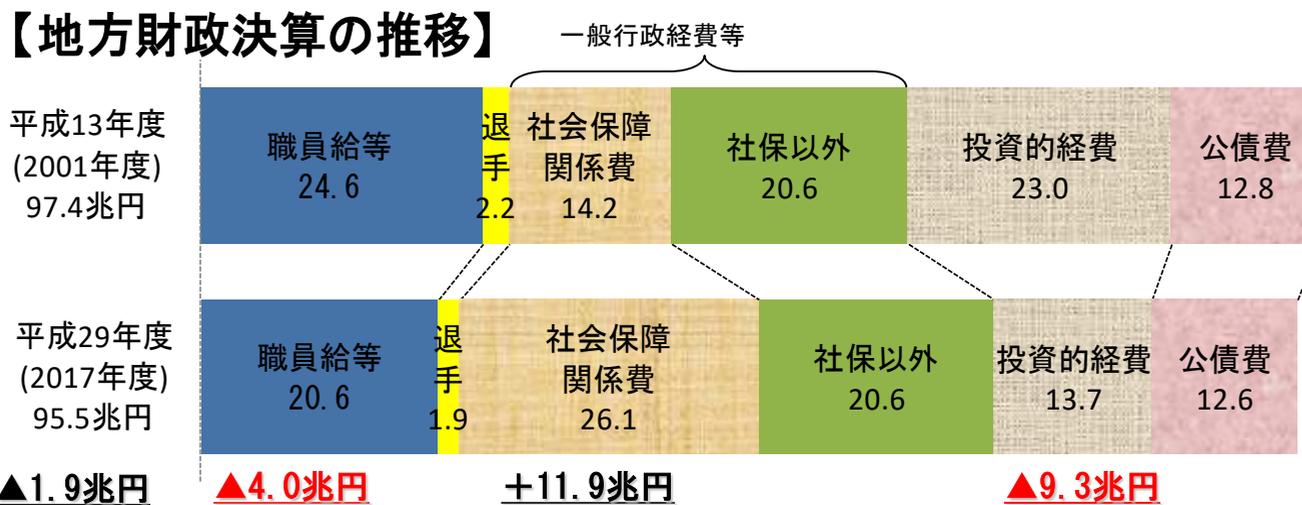
○ 社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減。

【地方財政計画の推移】



(注)内訳が公表されていない一般行政経費（単独分）に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費（単独分）相当分（乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み）を含む（東日本大震災分は除く）。

都道府県の行財政改革の取組状況

給与カットの実施

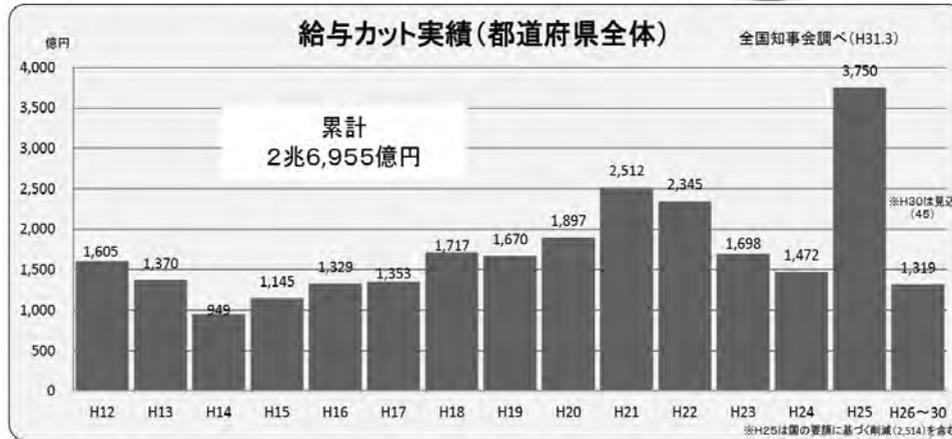
11～30年の間、都道府県の削減は2.69兆円

- 全ての都道府県で独自の給与カットを実施
- 平成11年度から30年度までの削減実績は(2兆6,900億円)を超える

<最大カット率> 給料:16%、管理職手当:25%、期末・勤勉手当:30%

- 一方、国は平成24年度及び平成25年度の2カ年で約6,000億円の給与カット

<臨時特例法による効果額> 年間:約2,900億円、措置期間累計:(約6,000億円)

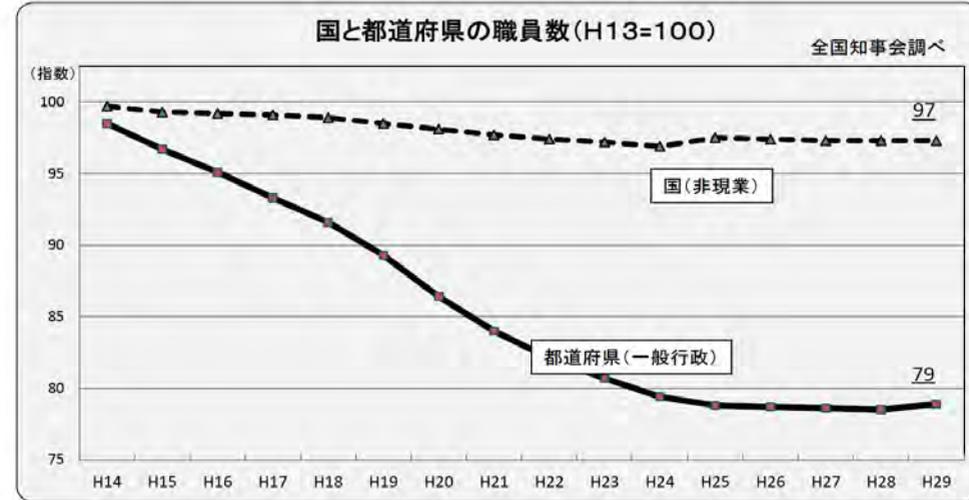


職員数の削減

都道府県は国の7倍の削減率

- 都道府県の職員数(一般行政)は、平成13年度から29年度までに(21%)減少

- 一方、国の非現業職員は、同じ期間で(3%)の減少にとどまる



(注) 職員数は独立行政法人化及び地方独立行政法人化による減員を除いて指数化

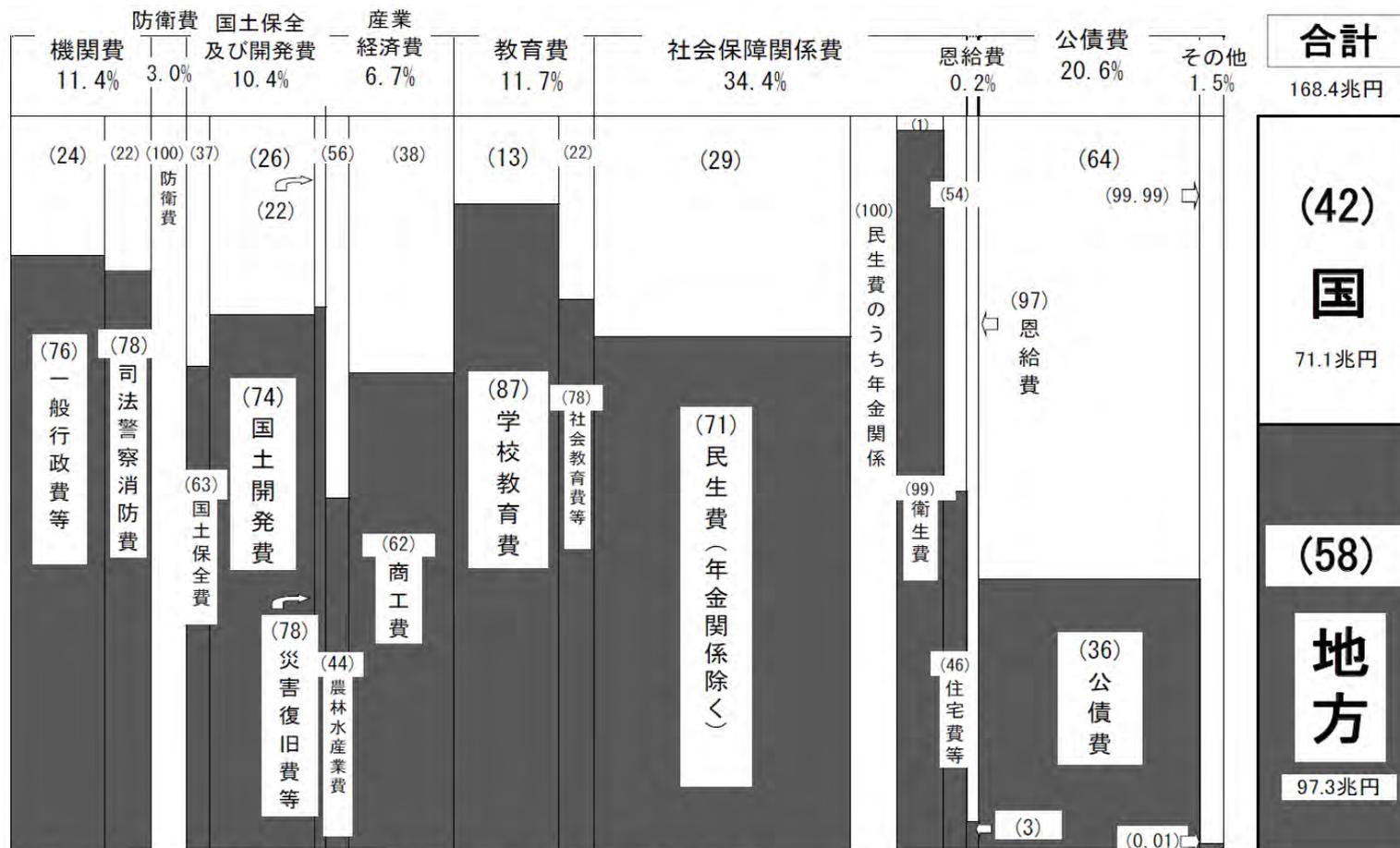
- 地方財政の健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費、投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情であるが、このような対応は限界にきている。

地方財政の果たす役割

○ 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。

○ その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

国と地方の役割分担（平成28年度決算）＜歳出決算・最終支出ベース＞



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合計数は精査中であり、異動する場合がある。

【総務省資料より】

社会資本の老朽化の現状

- 社会資本は日々の生活を支えるとともに、産業・経済活動の基盤であり、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な維持管理・更新が必要
- 高度成長期に大量に整備された道路、河川、下水、港湾等について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定

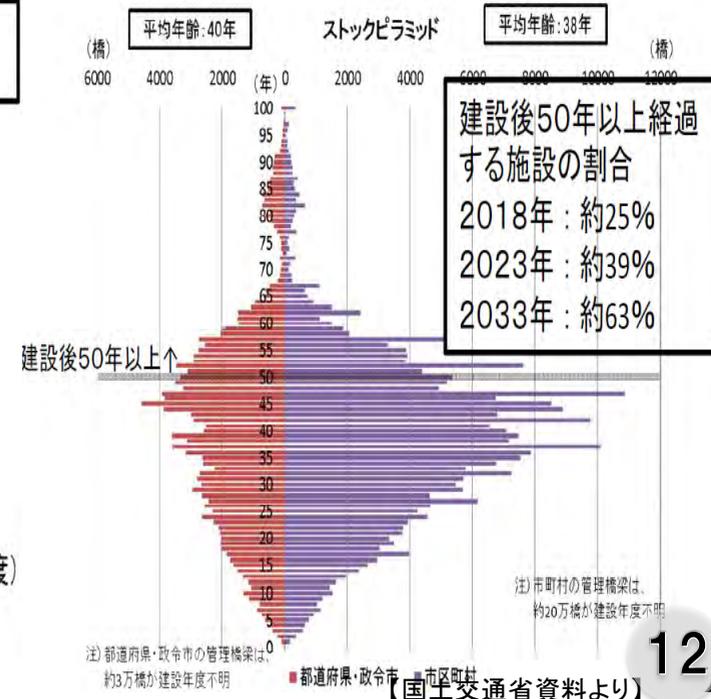
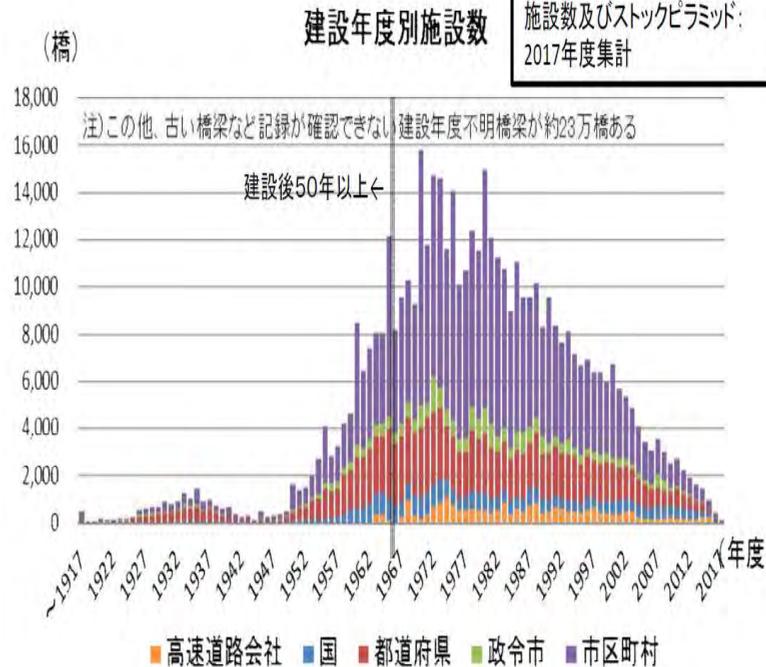
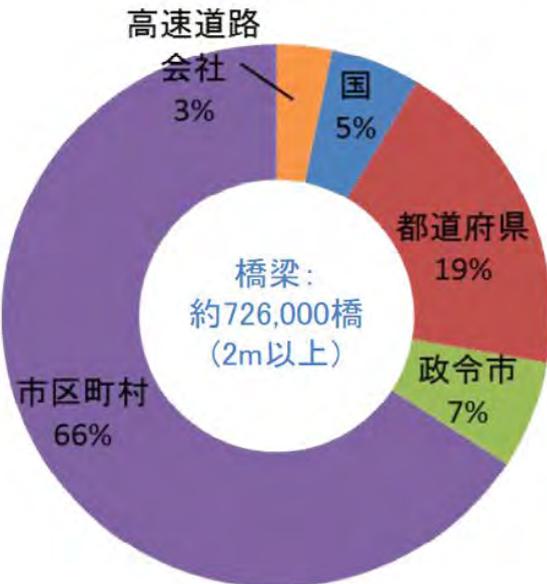
《建設後50年以上経過する施設の割合》

	2018年	2023年	2033年
道路(橋梁) [約73万橋(橋長2m以上)]	約25%	約39%	約63%
道路(トンネル) [約1万本]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設 [約4万施設]	約13%	約22%	約48%
海岸堤防等 [約8千km]	約22%	約32%	約53%
空港 [97空港]	約41%	約49%	約64%

○[事例]道路(橋梁)の老朽化の現状

- ・ 全道路橋(橋長2m以上)は約73万橋あり高度経済成長期に建設のピーク
- ・ 都道府県、政令市、市区町村が管理する橋梁が全体の約92%

道路管理者別ごとの施設数



児童福祉における国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化

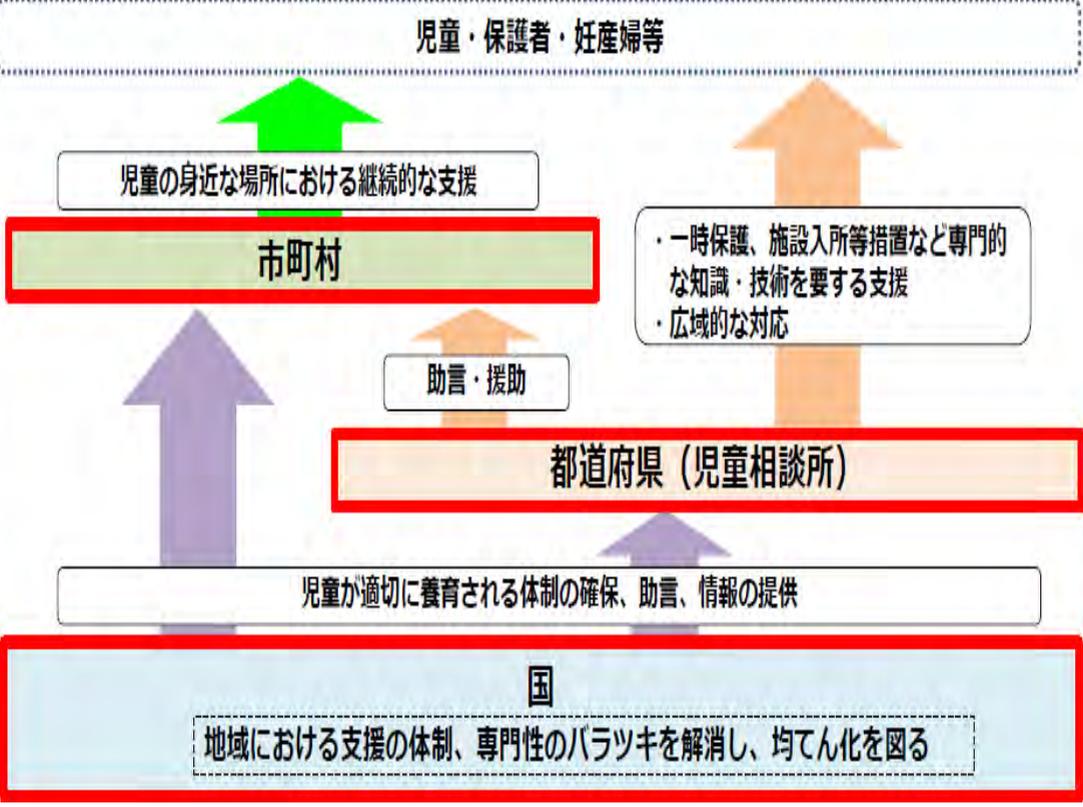
考え方

- 児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。
- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

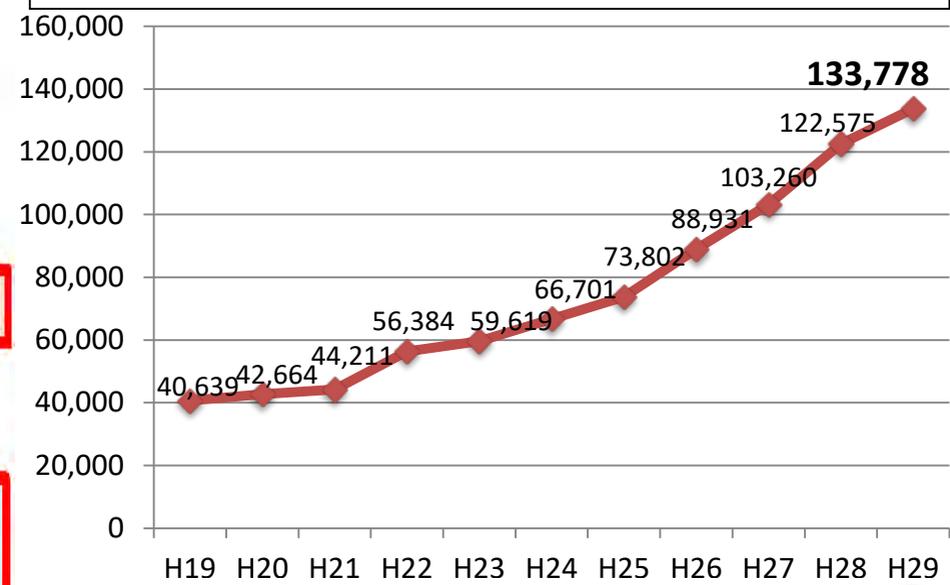
- **国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。**（児童福祉法（平成28年6月3日施行））

＜役割・責務の分担のイメージ＞



児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成29年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は133,778件で、前年度に比べ11,203件（9.1%）増加しており、年々増加している。



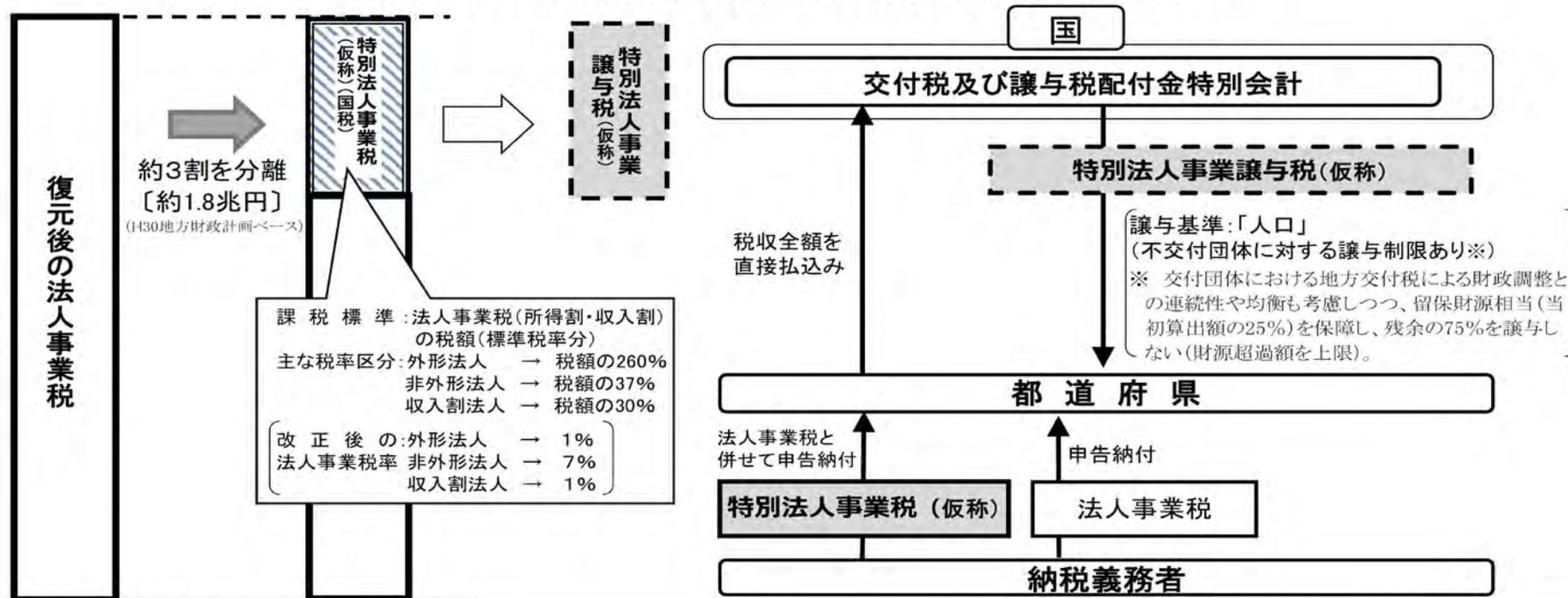
・出典：厚生労働省「福祉行政報告例」
 ・平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

3 地方法人課税の偏在是正について

地方法人課税における新たな偏在是正措置

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

<特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の仕組み>



<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税(仮称)の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

2019年10月に実施される偏在是正措置による財源の活用

(1) 法人住民税法人税割の交付税原資化〔平成28年度税制改正分〕

- 消費税・地方消費税10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して地方財政計画に歳出を計上

(2) 特別法人事業税・譲与税の創設(地方法人課税における新たな偏在是正措置)〔平成31年度税制改正〕

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設
- 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用



<知事会提言>

偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とするべき

4 地方創生の推進について

- 地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。
- 「地方創生推進交付金」や「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方創生関連補助金等も含め、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など地方の実情を踏まえた弾力的で柔軟な取扱いを行うべき。

地方創生に向けた効果の高い大規模な事業(複数年度の事業等)を対象に追加するなど

地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

内閣府作成資料

31年度予算概算決定額 1,000億円 (30年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

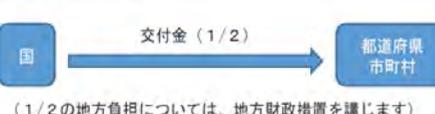
○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先進的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住・起業・就業支援)
 - ・東京圏からのU/I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(概ね5年程度)を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

①交付上限額(事業費ベース)及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 60億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行:7事業】 うち広域連携:3事業【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中核中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 うち広域連携:1事業【現行どおり】 ※中核中核都市 原則7事業以内【新設】 うち広域連携:2事業【新設】

②企業版ふるさと納税の併用
・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

地方創生拠点整備交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

内閣府作成資料

30年度2次補正予算額(案) 600億円(事業費ベース 1,200億円)

事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

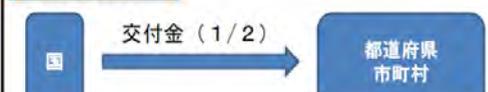
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ



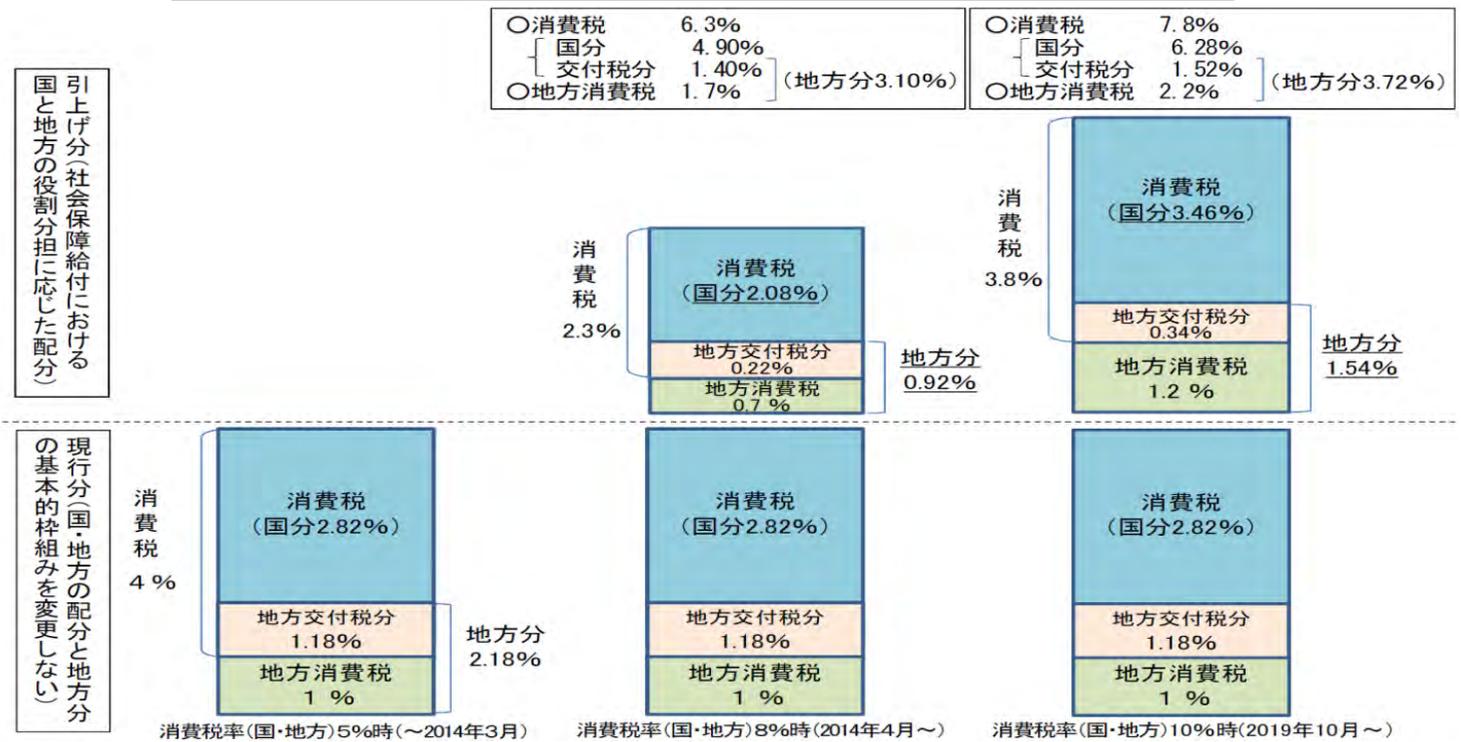
期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につながる。

5 消費税・地方消費税の引上げについて

- 国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、2019年10月1日に予定されている消費税・地方消費税の8%から10%への引上げを確実に行うことが必要。
- 消費税・地方消費税の引上げにあたり、2019・2020年度当初予算における需要変動の平準化に向けた取組みを検討するに際しては、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意するとともに、地域経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講ずるべき。

税率引上げ後の消費税・地方消費税収に係る国・地方の配分



引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)